

令和7年度冊子「ごみと資源の出し方」広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東海市広告掲載要綱（平成24年東海市告示第29号）に基づき、令和7年度に作成し、配布する冊子「ごみと資源の出し方」（以下「冊子」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 冊子に掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ

縦50ミリメートル×横85ミリメートル

(2) 色

カラー

2 広告掲載位置

最終ページの前ページとし、詳細についてはリサイクル推進課長が指定した場所とする。

3 広告掲載枠数

5枠とする。ただし、申込状況により枠数の変更等を必要とする場合にあっては、リサイクル推進課長が決定する。

4 作成部数等

(1) 作成部数 55, 300部

(2) 配布先 令和7年9月下旬時点の市内全世帯及び転入者

(3) 配布時期 令和7年10月及び転入者の転入時

(広告の募集等)

第3条 広告の募集は、リサイクル推進課が行う。

2 募集期間

令和7年6月1日（日）から同月30日（月）まで

3 広告の募集の方法は、市の広報紙及びホームページに掲載する方法により行うものとする。

4 広告掲載（配布）期間

令和7年10月から次の冊子配布時期（2年後の予定）まで

(広告掲載の申込み)

第4条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、次に掲げる書類等を募集期間内に提出しなければならない。

- (1) 広告掲載申込書
- (2) 広告掲載基準チェックリスト
- (3) 掲載しようとする広告の案（データ）
- (4) 申込者の概要が分かる書類

2 前項の規定による申込みの受付は、リサイクル推進課で行う。

3 市長は、次条第1項の規定による審査のため特に必要と認めるときは、申込者に対し、第1項各号に定める書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、東海市広告掲載基準に基づき、その内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の規定による審査により適合と認められた広告の数が広告掲載枠数を超えるときは、次の順序により広告の掲載を行う者（以下「広告掲載者」という。）を選定するものとする。

- (1) 市内に本社、本店等を有する者
- (2) 市内に支社、支店等を有する者
- (3) 前2号に該当しない者

3 前項の規定により選定する場合において、同位の者が複数あり、広告掲載枠数を超えるときは、同位の者のうちから抽選により広告掲載者を選定するものとする。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載決定通知書により申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

第6条 広告掲載者は、市長が指定する期日までに、市が発行する納付書により広告掲載料を一括で納付しなければならない。

2 前項の広告掲載料は、1枠 50,000円（税込み）とする。

(広告の原稿の提出等)

第7条 広告掲載者は、別に指定する期日までに、冊子に掲載する広告の原稿（以下「広告原稿」という。）をデータにてリサイクル推進課に提出するものとする。

2 リサイクル推進課長は、前項の規定による提出を受けた広告原稿について必要と認めるときは、広告掲載者に対し、その内容の是正を求めることができる。

3 広告掲載の内容等については、東海市広告掲載審査会における審査を経て、決定するものとする。

(広告掲載の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載者が虚偽の申請をしたとき。
- (2) 広告掲載者が前条第2項の規定による広告原稿の是正の求めに応じないとき。
- (3) 広告掲載料が指定する期日までに納付されなかったとき。
- (4) 広告原稿が指定する期日までに提出されなかったとき。
- (5) 広告掲載者が書面により広告掲載の決定の取消しを申し出たとき。
- (6) その他市長が冊子への広告掲載を適当でないと認めたとき。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年5月 日 から施行する。